

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現 行
<p>(管理者)</p> <p>第6条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は<u> </u>他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>(具体的な取扱方針)</p> <p>第22条 訪問介護員等の行う指定訪問介護は、次に掲げるところにより行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束その他の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならないこと。</u></p> <p><u>(4) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならないこと。</u></p> <p><u>(5)・(6) 略</u></p> <p>(重要事項の揭示)</p> <p>第32条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p><u>3 指定訪問介護事業者は、原則として、第1項に規定する重要事項をインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第40条 指定訪問介護事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第3号、第5号及び第6号に掲げる記録にあつては、5年間）保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 第22条第4号の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録</u></p>	<p>(管理者)</p> <p>第6条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>(具体的な取扱方針)</p> <p>第22条 訪問介護員等の行う指定訪問介護は、次に掲げるところにより行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(3)・(4) 略</u></p> <p>(重要事項の揭示)</p> <p>第32条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第40条 指定訪問介護事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（<u> </u>第4号及び第5号に掲げる記録にあつては、5年間）保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正案	現行
<p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) 第38条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録 (共生型訪問介護の基準)</p> <p>第40条の3 略</p> <p>(1) 指定居宅介護事業所(指定障害福祉サービス等基準条例第4条第1項に規定する指定居宅介護の事業を行う事業所をいう。第209条第6項において同じ。)又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所の従業者の員数が、規則で定める数以上であること。</p> <p>(2) 略 (具体的な取扱方針)</p> <p>第47条 訪問入浴介護従業者の行う指定訪問入浴介護は、次に掲げるところにより行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならないこと。</u></p> <p>(4) <u>利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならないこと。</u></p> <p>(5)～(7) 略 (記録の整備)</p> <p>第51条 指定訪問入浴介護事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。</p> <p>2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号、第4号及び第5号に掲げる記録にあつては、5年間)保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第47条第4号の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) <u>次条において準用する第38条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録</u> (管理者)</p> <p>第57条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職</p>	<p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) 第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録 (共生型訪問介護の基準)</p> <p>第40条の3 略</p> <p>(1) 指定居宅介護事業所(指定障害福祉サービス等基準条例第4条第1項に規定する指定居宅介護の事業を行う事業所をいう。)又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所の従業者の員数が、規則で定める数以上であること。</p> <p>(2) 略 (具体的な取扱方針)</p> <p>第47条 訪問入浴介護従業者の行う指定訪問入浴介護は、次に掲げるところにより行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(3)～(5) 略 (記録の整備)</p> <p>第51条 指定訪問入浴介護事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。</p> <p>2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第3号及び第4号に掲げる記録にあつては、5年間)保存しなければならない。</p> <p>(1) 略 (新設)</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) <u>次条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録</u> (管理者)</p> <p>第57条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職</p>

改正案	現行
<p>務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>2・3 略 (具体的な取扱方針)</p> <p>第61条 指定訪問看護の提供に当たる従業者の行う指定訪問看護は、次に掲げるところにより行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならないこと。</u></p> <p><u>(4) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならないこと。</u></p> <p><u>(5)～(7) 略</u> (記録の整備)</p> <p>第65条 指定訪問看護事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第5号、第7号及び第8号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 第61条第4号の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録</u></p> <p><u>(6)・(7) 略</u></p> <p><u>(8) 次条において準用する第38条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録</u> (具体的な取扱方針)</p> <p>第71条 理学療法士等が行う指定訪問リハビリテーションは、次に掲げるところにより行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならないこと。</u></p> <p><u>(4) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際</u></p>	<p>務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>2・3 略 (具体的な取扱方針)</p> <p>第61条 指定訪問看護の提供に当たる従業者の行う指定訪問看護は、次に掲げるところにより行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(3)～(5) 略</u> (記録の整備)</p> <p>第65条 指定訪問看護事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(_____第6号及び第7号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(5)・(6) 略</u></p> <p><u>(7) 次条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録</u> (具体的な取扱方針)</p> <p>第71条 理学療法士等が行う指定訪問リハビリテーションは、次に掲げるところにより行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改正案	現行
<p><u>の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならないこと。</u></p> <p><u>(5)～(7) 略</u> (訪問リハビリテーション計画)</p> <p>第72条 医師及び理学療法士等は、当該医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえて、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問リハビリテーション計画を作成しなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>医師及び理学療法士等は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションに関する情報を把握しなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定訪問リハビリテーション事業者が第117条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合においては、第121条第1項から第4項までに定める基準を満たすことをもって、前各項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。</u> (記録の整備)</p> <p>第74条 指定訪問リハビリテーション事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第3号、第5号及び第6号に掲げる記録にあつては、5年間)保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 第71条第4号の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録</u></p> <p><u>(4)・(5) 略</u></p> <p><u>(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録</u> (具体的な取扱方針)</p> <p>第80条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導は、次に掲げるところ</p>	<p><u>(3)～(5) 略</u> (訪問リハビリテーション計画)</p> <p>第72条 医師及び理学療法士等は、当該医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえて、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問リハビリテーション計画を作成しなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(新設)</p> <p>4 <u>指定訪問リハビリテーション事業者が第117条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合においては、第121条第1項から第3項までに定める基準を満たすことをもって、前各項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。</u> (記録の整備)</p> <p>第74条 指定訪問リハビリテーション事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第4号及び第5号に掲げる記録にあつては、5年間)保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(新設)</p> <p><u>(3)・(4) 略</u></p> <p><u>(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録</u> (具体的な取扱方針)</p> <p>第80条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導は、次に掲げるところ</p>

改正案	現行
<p>により行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならないこと。</u></p> <p><u>(4) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならないこと。</u></p> <p>(5)・(6) 略</p>	<p>により行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3)・(4) 略</p>
<p>2 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導は、次に掲げるところにより行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならないこと。</u></p> <p><u>(4) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならないこと。</u></p> <p>(5)～(7) 略</p>	<p>2 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導は、次に掲げるところにより行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3)～(5) 略</p>
<p>3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導は、次に掲げるところにより行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならないこと。</u></p> <p><u>(4) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならないこと。</u></p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>(記録の整備)</p>	<p>3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導は、次に掲げるところにより行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(記録の整備)</p>
<p>第82条 指定居宅療養管理指導事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。</p> <p>2 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（<u>第2号、第4号及び第5号</u>に掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第80条第1項第4号、第2項第4号及び第3項第4号の規定による身</u></p>	<p>第82条 指定居宅療養管理指導事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。</p> <p>2 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（<u>第3号及び第4号</u>に掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正案	現行
<p><u>体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録</u> <u>(3)・(4) 略</u> <u>(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録</u> (具体的な取扱方針)</p> <p>第88条 指定通所介護は、次に掲げるところにより行わなければならない。 (1)・(2) 略 <u>(3) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならないこと。</u> <u>(4) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならないこと。</u> (5)・(6) 略 (記録の整備)</p> <p>第95条 指定通所介護事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。 2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間 <u>(第3号、第5号及び第6号に掲げる記録にあっては、5年間)</u> 保存しなければならない。 (1)・(2) 略 <u>(3) 第88条第4号の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録</u> <u>(4)・(5) 略</u> <u>(6) 前条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録</u></p> <p>第99条 前条に定めるもののほか、共生型通所介護の事業の従業者、設備及び運営の基準は、第84条、第86条第3項及び第4項並びに第87条から第96条までに定めるところによる。この場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定(第84条を除く。)中「指定通所介護」とあるのは「共生型通所介護」と、「指定通所介護事業者」とあるのは「共生型通所介護事業者」と、「指定通所介護事業所」とあるのは「共生型通所介護事業所」と、第84条中「指定居宅サービスに該当する通所介護(以下この章において「指定通所介護」という。)」とあるのは「共生型通所介護」と、第86条第3項及び第4項中「第1項各号に掲げる」とあるのは「共生型通所介護事業所の」と、第89条第4項及び第91条第2項から第4項までの規定中「通所介護</p>	<p><u>(2)・(3) 略</u> <u>(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録</u> (具体的な取扱方針)</p> <p>第88条 指定通所介護は、次に掲げるところにより行わなければならない。 (1)・(2) 略 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(3)・(4) 略</u> (記録の整備)</p> <p>第95条 指定通所介護事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。 2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間 (<u>第4号及び第5号</u>に掲げる記録にあっては、5年間) 保存しなければならない。 (1)・(2) 略 <u>(新設)</u> <u>(3)・(4) 略</u> <u>(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録</u></p> <p>第99条 前条に定めるもののほか、共生型通所介護の事業の従業者、設備及び運営の基準は、第84条、第86条第3項及び第4項並びに第87条から第96条までに定めるところによる。この場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定(第84条を除く。)中「指定通所介護」とあるのは「共生型通所介護」と、「指定通所介護事業者」とあるのは「共生型通所介護事業者」と、「指定通所介護事業所」とあるのは「共生型通所介護事業所」と、第84条中「指定居宅サービスに該当する通所介護(以下この章において「指定通所介護」という。)」とあるのは「共生型通所介護」と、第86条第3項及び第4項中「第1項各号に掲げる」とあるのは「共生型通所介護事業所の」と、第89条第4項及び第91条第2項から第4項までの規定中「通所介護</p>

改正案	現行
<p>従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第95条第2項第4号中「次条において準用する第25条」とあるのは「第25条」と、<u>同項第5号中「次条において準用する第36条第2項」とあるのは「第36条第2項」と、第96条中「規定中」とあるのは「規定（第8条を除く。）中」と、「第85条第1項に規定する通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、「読み替える」とあるのは「、第8条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。））」と読み替える」とする。</u></p> <p>（具体的な取扱方針）</p>	<p>従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第95条第2項第3号中「次条において準用する第25条」とあるのは「第25条」と、<u>同項第4号中「次条において準用する第36条第2項」とあるのは「第36条第2項」と、第96条中「規定中」とあるのは「規定（第8条を除く。）中」と、「第85条第1項に規定する通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、「読み替える」とあるのは「、第8条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。））」と読み替える」とする。</u></p> <p>（具体的な取扱方針）</p>
<p>第120条 指定通所リハビリテーションは、次に掲げるところにより行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならないこと。</u></p> <p><u>(4) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならないこと。</u></p> <p><u>(5)・(6) 略</u></p> <p>(通所リハビリテーション計画)</p>	<p>第120条 指定通所リハビリテーションは、次に掲げるところにより行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(3)・(4) 略</u></p> <p>(通所リハビリテーション計画)</p>
<p>第121条 医師及び理学療法士その他の専ら指定通所リハビリテーションに従事する通所リハビリテーション従業者（第3項及び第4項において「医師等の従業者」という。）は、診療、運動機能検査、作業能力検査等を基に、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境も踏まえて、当該利用者のリハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成しなければならない。</p>	<p>第121条 医師及び理学療法士その他の専ら指定通所リハビリテーションに従事する通所リハビリテーション従業者（第3項_____において「医師等の従業者」という。）は、診療、運動機能検査、作業能力検査等を基に、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境も踏まえて、当該利用者のリハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成しなければならない。</p>
<p>2・3 略</p>	<p>2・3 略</p>
<p><u>4 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションに関する情報を把握しなければならない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>5 略</p>	<p>4 略</p>
<p>6 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置</p>	<p>5 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置</p>

改正案	現行
<p>かかれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合においては、第72条第1項から第4項までに定める基準を満たすことをもって、第1項から第4項までに定める基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>かかれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合においては、第72条第1項から第3項までに定める基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに定める基準を満たしているものとみなすことができる。</p>
<p>(記録の整備)</p>	<p>(記録の整備)</p>
<p>第124条 指定通所リハビリテーション事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p>	<p>第124条 指定通所リハビリテーション事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p>
<p>2 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第3号、第5号及び第6号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。</p>	<p>2 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第4号及び第5号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。</p>
<p>(1)・(2) 略</p>	<p>(1)・(2) 略</p>
<p>(3) <u>第120条第4号の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(4)・(5) 略</p>	<p>(3)・(4) 略</p>
<p>(6) <u>次条において準用する第38条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録</u></p>	<p>(5) <u>次条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録</u></p>
<p>(取扱方針)</p>	<p>(取扱方針)</p>
<p>第131条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況その他の利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行わなければならない。</p>	<p>第131条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況その他の利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行わなければならない。</p>
<p>2・3 略</p>	<p>2・3 略</p>
<p>4 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、<u>身体拘束等</u>を行ってはならない。</p>	<p>4 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、<u>身体拘束その他の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)</u>を行ってはならない。</p>
<p>5 略</p>	<p>5 略</p>
<p>6 指定短期入所生活介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(1) <u>身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p>	
<p>(2) <u>身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p>	

改正案	現行
<p>(3) <u>介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的</u>に実施すること。</p> <p>7 略</p> <p>(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会の開催)</p> <p>第141条の2 <u>指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第142条 指定短期入所生活介護事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第3号、第5号及び第6号に掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 第131条第5項の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) 次条において準用する第38条第2項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録</p> <p>(取扱方針)</p> <p>第147条 指定短期入所生活介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするための必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行わなければならない。</p> <p>2～7 略</p> <p>8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) <u>身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p>	<p>現行</p> <p>6 略</p> <p>(新設)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第142条 指定短期入所生活介護事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第3号、第5号及び第6号に掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 第131条第5項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) 次条において準用する第38条第2項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録</p> <p>(取扱方針)</p> <p>第147条 指定短期入所生活介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするための必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行わなければならない。</p> <p>2～7 略</p> <p>(新設)</p>

改正案	現行
<p><u>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>9 略 (介護)</p> <p>第148条 利用者に対する介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行わなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が、その心身の状況等に応じて、その日常生活における家事をそれぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。</p> <p>3～8 略 (勤務体制の確保等)</p> <p>第152条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定短期入所生活介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに、規則で定めるところにより、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u></p> <p>6 略 (従業者)</p> <p>第160条 指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下この節において「指定短期入所療養介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下この節において「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定める指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下この節において「短期入所療養介護従業者」という。）を置かななければならない。</p> <p>(1) 略 (削る)</p> <p><u>(2) 療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。）を有する病院又は診療所</u>である指定</p>	<p>8 略 (介護)</p> <p>第148条 利用者に対する介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行わなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が、その心身の状況等に応じて、その日常生活における家事をそれぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。</p> <p>3～8 略 (勤務体制の確保等)</p> <p>第152条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定短期入所生活介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに、規則で定めるところにより、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。</p> <p>2～4 略 (新設)</p> <p>5 略 (従業者)</p> <p>第160条 指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下この節において「指定短期入所療養介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下この節において「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定める指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下この節において「短期入所療養介護従業者」という。）を置かななければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）である指定短期入所療養介護事業所 前号のアからエまで、カ及びキに掲げる従業者</p> <p><u>(3) 療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。）を有する病院又は診療所（指定介護療養型医療施設を除く。）</u>である指定</p>

改正案	現 行
<p>短期入所療養介護事業所 前号のアからエまで、カ及びキに掲げる従業者 <u>(3) 診療所（前号に掲げる指定短期入所療養介護事業所を除く。）である指定短期入所療養介護事業所 看護職員又は介護職員</u> <u>(4) 略</u> 2 略 （取扱方針） 第163条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の認知症の状況その他の心身の状況を踏まえて、その者の療養を適切に行わなければならない。 2～5 略 6 指定短期入所療養介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るために、次に</p>	<p>短期入所療養介護事業所 前号に定める従業者 <u>(4) 診療所（前2号に掲げる指定短期入所療養介護事業所を除く。）である指定短期入所療養介護事業所 看護職員又は介護職員</u> <u>(5) 略</u> 2 略 （取扱方針） 第163条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の認知症の状況その他の心身の状況を踏まえて、その者の療養を適切に行わなければならない。 2～5 略 (新設)</p>
<p><u>掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u> <u>(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u> <u>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u> 7 略 （記録の整備） 第170条 指定短期入所療養介護事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。 2 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第3号、第5号及び第6号に掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 第163条第5項の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録 (4)・(5) 略 (6) 次条において準用する第38条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録 （準用） 第171条 第8条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第20条、第25条、第30条の2、第32条、第33条、第35条、第36条、第37条第1項、第38条</p>	<p>6 略 （記録の整備） 第170条 指定短期入所療養介護事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。 2 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第3号、第5号及び第6号に掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 第163条第5項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録 (4)・(5) 略 (6) 次条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録 （準用） 第171条 第8条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第20条、第25条、第30条の2、第32条、第33条、第35条、第36条、第37条第1項、第38条</p>

改正案	現行
<p>から第39条まで、第49条、第91条、第93条、第123条、第130条第2項、第139条、第140条第1項、第141条及び第141条の2の規定は、指定短期入所療養介護の事業、指定短期入所療養介護事業者及び指定短期入所療養介護事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあり、及び「通所介護従業者」とあるのは「第160条第1項に規定する短期入所療養介護従業者」と、第8条中「第28条に規定する運営規程」とあり、及び第32条第1項中「運営規程」とあるのは「第171条において読み替えて準用する第139条に規定する重要事項に関する規程」と、第139条中「次に」とあるのは「次の各号（第2号を除く。）に」と、同条第1号中「、第2号及び第6号」とあるのは「及び第2号」と、同条第5号中「サービス」とあるのは「施設」と読み替えるものとする。</p> <p>(取扱方針)</p>	<p>から第39条まで、第49条、第91条、第93条、第123条、第130条第2項、第139条、第140条第1項及び第141条の規定は、指定短期入所療養介護の事業、指定短期入所療養介護事業者及び指定短期入所療養介護事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあり、及び「通所介護従業者」とあるのは「第160条第1項に規定する短期入所療養介護従業者」と、第8条中「第28条に規定する運営規程」とあり、及び第32条第1項中「運営規程」とあるのは「第171条において読み替えて準用する第139条に規定する重要事項に関する規程」と、第139条中「次に」とあるのは「次の各号（第2号を除く。）に」と、同条第1号中「、第2号及び第6号」とあるのは「及び第2号」と、同条第5号中「サービス」とあるのは「施設」と読み替えるものとする。</p> <p>(取扱方針)</p>
<p>第174条 指定短期入所療養介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行わなければならない。</p>	<p>第174条 指定短期入所療養介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行わなければならない。</p>
<p>2～7 略</p>	<p>2～7 略</p>
<p>8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るた</p>	<p>(新設)</p>
<p>めに、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) <u>身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p>	<p>8 略</p>
<p>9 略</p>	<p>(新設)</p>
<p>(<u>口腔衛生の管理</u>)</p>	<p>(協力医療機関等)</p>
<p>第186条の2 <u>指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、その者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。</u></p>	<p>(協力医療機関等)</p>
<p>(協力医療機関等)</p> <p>第190条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、特定の医療機関との間で、利用者への医療の提供に</p>	<p>第190条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、特定の医療機関との間で、利用者への医療の提供に</p>

改正案	現行
<p>関し当該医療機関の協力を得ることについて合意しておかなければならない。</p>	<p>関し当該医療機関の協力を得ることについて合意しておかなければならない。</p>
<p>2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定による合意をするに当たっては、次に掲げる要件を満たす医療機関との間で、合意するよう努めなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</p>	
<p>(2) 当該指定特定施設入居者生活介護事業者から利用者のための診療を求められた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</p>	
<p>3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、第1項の規定により合意した医療機関（以下「協力医療機関」という。）との間で、1年に1回以上、利用者の病状が急変した場合等における対応方法を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、指定特定施設において新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）が発生した場合等における対応方法について取り決めるよう努めなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、指定特定施設において新興感染症が発生した場合等における対応方法について協議を行わなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関その他の医療機関に入院した利用者が、退院が可能となった場合においては、当該指定特定施設に速やかに入居することができるよう努めなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>7 略 （記録の整備）</p>	<p>2 略 （記録の整備）</p>
<p>第192条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録等を整備しておかなければならない。</p>	<p>第192条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録等を整備しておかなければならない。</p>
<p>2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第3号、第6号及び第7号に掲げる記録にあつては、5年間）保存しなければならない。</p>	<p>2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第3号、第6号及び第7号に掲げる記録にあつては、5年間）保存しなければならない。</p>

改正案	現行
<p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 第184条第5項の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録</p> <p>(4) 第189条第3項の規定による結果等の記録</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>(7) 次条において準用する第38条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録 (準用)</p> <p>第193条 第6条、第11条、第12条、第20条、第25条、第30条の2、第32条から第34条まで、第35条、第36条、第38条から第39条まで、第48条、第49条、第93条、第94条、<u>第135条から第137条まで及び第141条の2</u>の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業、指定特定施設入居者生活介護事業者及び指定特定施設について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあり、及び「訪問入浴介護従業者」とあるのは「第178条第1項に規定する特定施設従業者」と、第6条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、第32条第1項中「運営規程」とあるのは「第188条に規定する重要事項に関する規程」と、第136条中「医師及び看護職員」とあるのは「第178条第1項第2号の看護職員」と、第137条中「必要な助言その他の援助」とあるのは「利用者の社会生活に必要な支援」と読み替えるものとする。 (記録の整備)</p> <p>第202条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、その従業者、設備、備品、会計及び受託居宅サービス事業者に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第5号、第6号及び第8号に掲げる記録にあつては、5年間）保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第199条第2項の規定による受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) 第193条において準用する第38条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録</p> <p>(7) 次条第1項の規定により読み替えて適用する第183条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p>	<p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 第184条第5項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録</p> <p>(4) 第189条第3項に規定する結果等の記録</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>(7) 次条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録 (準用)</p> <p>第193条 第6条、第11条、第12条、第20条、第25条、第30条の2、第32条から第34条まで、第35条、第36条、第38条から第39条まで、第48条、第49条、第93条、第94条及び<u>第135条から第137条まで</u>の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業、指定特定施設入居者生活介護事業者及び指定特定施設について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあり、及び「訪問入浴介護従業者」とあるのは「第178条第1項に規定する特定施設従業者」と、第6条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、第32条第1項中「運営規程」とあるのは「第188条に規定する重要事項に関する規程」と、第136条中「医師及び看護職員」とあるのは「第178条第1項第2号の看護職員」と、第137条中「必要な助言その他の援助」とあるのは「利用者の社会生活に必要な支援」と読み替えるものとする。 (記録の整備)</p> <p>第202条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、その従業者、設備、備品、会計及び受託居宅サービス事業者に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第5号、第6号及び第8号に掲げる記録にあつては、5年間）保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第199条第2項に規定する受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) 第193条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録</p> <p>(7) 次条第1項の規定により読み替えて適用する第183条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p>

改正案	現行
<p>(8) 第184条第5項の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録</p> <p>(9) 次条第1項の規定により読み替えて適用する第189条第3項の規定による結果等の記録 (具体的な取扱方針)</p> <p>第208条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与は、次に掲げるところにより行わなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>福祉用具及び法第8条第13項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下この章において「対象福祉用具」という。）に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は第218条に規定する指定特定福祉用具販売のいずれかを選択することができることについて、利用者に対して十分な説明を行った上で、その者に当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、当該選択に係る提案を行うものとする。</u></p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(6) <u>利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならないこと。</u></p> <p>(7) <u>利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならないこと。</u></p> <p>(8)・(9) 略 (福祉用具貸与計画)</p>	<p>(8) 第184条第5項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録</p> <p>(9) 次条第1項の規定により読み替えて適用する第189条第3項に規定する結果等の記録 (具体的な取扱方針)</p> <p>第208条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与は、次に掲げるところにより行わなければならない。</p> <p>(1) 略 (新設)</p> <p>(2)～(4) 略 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(5)・(6) 略 (福祉用具貸与計画)</p>
<p>第209条 福祉用具専門相談員は、利用者の希望及び心身の状況並びにその置かれている環境を踏まえ、<u>規則で定める事項を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。</u></p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始の日から6月以内に少なくとも1回、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。</u></p>	<p>第209条 福祉用具専門相談員は、利用者の希望及び心身の状況並びにその置かれている環境を踏まえ、<u>指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。</u></p> <p>2～4 略 (新設)</p>

改正案	現行
<p>6 <u>福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の実施状況の把握の結果を記録し、当該記録を指定福祉用具貸与の提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。</u></p> <p>7 <u>福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の実施状況の把握の結果を踏まえ、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。</u></p> <p>8 略 (重要事項の揭示等)</p> <p>第213条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>指定福祉用具貸与事業者は、原則として、第1項に規定する重要事項をインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならない。</u></p> <p>4 略 (記録の整備)</p> <p>第214条 指定福祉用具貸与事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第3号、第6号及び第7号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 第208条第7号の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録</u></p> <p><u>(4) 第212条第4項の規定による結果等の記録</u></p> <p><u>(5)・(6) 略</u></p> <p><u>(7) 次条において準用する第38条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録</u> (具体的な取扱方針)</p> <p>第221条 福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売は、次に掲げるところにより行わなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 法第8条第12項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具及び特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具(以下この章において「対象福祉用具」という。)に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が第204条に規定する指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のい</u></p>	<p>(新設)</p> <p>5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の実施状況の<u>把握を行い</u>、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。</p> <p>6 略 (重要事項の揭示等)</p> <p>第213条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(新設)</p> <p>3 略 (記録の整備)</p> <p>第214条 指定福祉用具貸与事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(_____第5号及び第6号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 第212条第4項に規定する結果等の記録</p> <p><u>(4)・(5) 略</u></p> <p><u>(6) 次条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録</u> (具体的な取扱方針)</p> <p>第221条 福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売は、次に掲げるところにより行わなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(新設)</p>

改正案	現行
<p><u>ずれかを選択することができることについて、利用者に対して十分な説明を行った上で、その者に当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体状況等を踏まえ、当該選択に係る提案を行うものとする。</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p><u>(5) 利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(6) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならないこと。</u></p> <p><u>(7) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならないこと。</u></p> <p>(8) 略 (特定福祉用具販売計画)</p> <p>第222条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえ、指定特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した特定福祉用具販売計画を作成しなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p><u>5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。</u> (記録の整備)</p> <p>第223条 指定特定福祉用具販売事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。</p> <p>2 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第3号、第4号及び第5号に掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 第221条第7号の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録</u></p> <p>(4)・(5) 略</p>	<p>(2)・(3) 略 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(4) 略 (特定福祉用具販売計画)</p> <p>第222条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえ、指定特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した特定福祉用具販売計画を作成しなければならない。</p> <p>2～4 略 (新設)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第223条 指定特定福祉用具販売事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。</p> <p>2 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第4号及び第5号に掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略 (新設)</p> <p>(3)・(4) 略</p>

改正案	現行
(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録	(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例新旧対象表（第2条関係）

改正案	現 行
<p>(管理者)</p> <p>第45条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>(重要事項の揭示)</p> <p>第48条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、第48条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、第1項に規定する重要事項をインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第49条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号、第4号及び第5号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第52条第4号の規定による身体拘束等その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) <u>第48条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録</u></p> <p>(具体的な取扱方針)</p> <p>第52条 介護予防訪問入浴介護従業者の行う指定介護予防訪問入浴介護は、第44条に定める基本方針及び前条に定める基本的な取扱方針に基づき、次に掲げるところにより行わなければならないこと。</p>	<p>(管理者)</p> <p>第45条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>(重要事項の揭示)</p> <p>第48条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、第48条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(新設)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第49条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(_____<u>第3号及び第4号</u>に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(新設)</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) <u>第48条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録</u></p> <p>(具体的な取扱方針)</p> <p>第52条 介護予防訪問入浴介護従業者の行う指定介護予防訪問入浴介護は、第44条に定める基本方針及び前条に定める基本的な取扱方針に基づき、次に掲げるところにより行わなければならない。</p>

(1)・(2) 略

(3) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならないこと。

(4) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならないこと。

(5)～(7) 略

(管理者)

第57条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

2・3 略

(記録の整備)

第60条 指定介護予防訪問看護事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第5号、第7号及び第8号に掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 第63条第8号の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録

(6)・(7) 略

(8) 次条において準用する第48条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

(具体的な取扱方針)

第63条 看護師その他の従業者の行う指定介護予防訪問看護は、第55条に定める基本方針及び前条に定める基本的な取扱方針に基づき、次に掲げるところにより行わなければならない。

(1)～(6) 略

(7) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならないこと。

(8) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならないこと。

(9)～(13) 略

(1)・(2) 略

(新設)

(新設)

(3)～(5) 略

(管理者)

第57条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

2・3 略

(記録の整備)

第60条 指定介護予防訪問看護事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第6号及び第7号に掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。

(1)～(4) 略

(新設)

(5)・(6) 略

(7) 次条において準用する第48条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

(具体的な取扱方針)

第63条 看護師その他の従業者の行う指定介護予防訪問看護は、第55条に定める基本方針及び前条に定める基本的な取扱方針に基づき、次に掲げるところにより行わなければならない。

(1)～(6) 略

(新設)

(新設)

(7)～(11) 略

(14) 看護師等は、第11号の規定による把握の結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問看護計画の変更を行い、変更後の当該介護予防訪問看護計画を主治の医師に提出しなければならないこと。

(15) 略

(16) 病院又は診療所である指定介護予防訪問看護事業所にあつては、第2号、第3号、第12号及び第14号の規定にかかわらず、介護予防訪問看護計画及び介護予防訪問看護報告書の作成及び提出は、診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができること。

(記録の整備)

第69条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第3号、第5号及び第6号に掲げる記録にあつては、5年間）保存しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 第72条第10号の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録

(4)・(5) 略

(6) 次条において準用する第48条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

(具体的な取扱方針)

第72条 理学療法士等が行う指定介護予防訪問リハビリテーションは、第65条に定める基本方針及び前条に定める基本的な取扱方針に基づき、次に掲げるところにより行わなければならない。

(1) 主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議又はリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、担当職員（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第2条第1項に規定する担当職員をいう。第114条第2項において同じ。））、介護支援専門員（同省令第2条第2項に規定する介護支援専門員をいう。第114条第2項において同じ。））、法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者（以下この条

(12) 看護師等は、第9号の規定による把握の結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問看護計画の変更を行い、変更後の当該介護予防訪問看護計画を主治の医師に提出しなければならないこと。

(13) 略

(14) 病院又は診療所である指定介護予防訪問看護事業所にあつては、第2号、第3号、第10号及び第12号の規定にかかわらず、介護予防訪問看護計画及び介護予防訪問看護報告書の作成及び提出は、診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができること。

(記録の整備)

第69条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第4号及び第5号に掲げる記録にあつては、5年間）保存しなければならない。

(1)・(2) 略

(新設)

(3)・(4) 略

(5) 次条において準用する第48条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

(具体的な取扱方針)

第72条 理学療法士等が行う指定介護予防訪問リハビリテーションは、第65条に定める基本方針及び前条に定める基本的な取扱方針に基づき、次に掲げるところにより行わなければならない。

(1) 主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議又はリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、担当職員（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第2条に規定する担当職員をいう。第114条

法第8条の2第16

項に規定する指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者（以下この

及び第105条において「構成員」という。)により構成される会議をいう。以下この条及び第105条において同じ。)による情報交換等の適切な方法により、利用者の病状、その心身の状況、その置かれている環境等その者の日常生活全般の状況の的確な把握を行わなければならないこと。

(2)～(4) 略

(5) 医師及び理学療法士等は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションに関する情報を把握しなければならない。

(6) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が第98条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合には、第105条第2号から第5号までに定める基準を満たすことをもって、第2号から前号までに定める基準を満たしているものとみなすことができること。

(7)・(8) 略

(9) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならないこと。

(10) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならないこと。

(11)～(14) 略

(15) 医師又は理学療法士等は、第13号の規定による把握の結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問リハビリテーション計画の変更を行わなければならないこと。

(16) 第1号から第6号までの規定は、前号の規定による介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用するものであること。

(記録の整備)

第77条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。

2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号、第4号及び第5号に掲げる記録にあつては、5年間)保存

条及び第105条において「構成員」という。)により構成される会議をいう。以下この条及び第105条において同じ。)による情報交換等の適切な方法により、利用者の病状、その心身の状況、その置かれている環境等その者の日常生活全般の状況の的確な把握を行わなければならないこと。

(2)～(4) 略

(新設)

(5) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が第98条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合には、第105条第2号から第4号までに定める基準を満たすことをもって、第2号から前号までに定める基準を満たしているものとみなすことができること。

(6)・(7) 略

(新設)

(新設)

(8)～(11) 略

(12) 医師又は理学療法士等は、第10号の規定による把握の結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問リハビリテーション計画の変更を行わなければならないこと。

(13) 第1号から第5号までの規定は、前号の規定による介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用するものであること。

(記録の整備)

第77条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。

2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第3号及び第4号に掲げる記録にあつては、5年間)保

しなければならない。

(1) 略

(2) 第80条第1項第4号、第2項第4号及び第3項第4号の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録

(3)・(4) 略

(5) 次条において準用する第48条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

(具体的な取扱方針)

第80条 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導は、次に掲げるところにより行わなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならないこと。

(4) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならないこと。

(5)・(6) 略

2 薬剤師の行う指定介護予防居宅療養管理指導は、次に掲げるところにより行わなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならないこと。

(4) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならないこと。

(5)～(7) 略

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導は、次に掲げるところにより行わなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならないこと。

(4) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならないこと。

(5)・(6) 略

(記録の整備)

第102条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護

存しなければならない。

(1) 略

(新設)

(2)・(3) 略

(4) 次条において準用する第48条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

(具体的な取扱方針)

第80条 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導は、次に掲げるところにより行わなければならない。

(1)・(2) 略

(新設)

(新設)

(3)・(4) 略

2 薬剤師の行う指定介護予防居宅療養管理指導は、次に掲げるところにより行わなければならない。

(1)・(2) 略

(新設)

(新設)

(3)～(5) 略

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導は、次に掲げるところにより行わなければならない。

(1)・(2) 略

(新設)

(新設)

(3)・(4) 略

(記録の整備)

第102条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護

予防通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第3号、第5号及び第6号に掲げる記録にあつては、5年間）保存しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 第105条第10号の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録

(4)・(5) 略

(6) 次条において準用する第48条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録
(具体的な取扱方針)

第105条 指定介護予防通所リハビリテーションは、第97条に定める基本方針及び前条に定める基本的な取扱方針に基づき、次に掲げるところにより行わなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションに関する情報を把握しなければならない。

(6) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合においては、第72条第2号から第5号までに定める基準を満たすことをもって、第2号から前号までに定める基準を満たしているものとみなすことができること。

(7)・(8)略

(9) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならないこと。

(10) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならないこと。

(11)～(14) 略

(15) 第1号から第6号までの規定は、前号の規定による介護予防通所リハ

予防通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第4号及び第5号に掲げる記録にあつては、5年間）保存しなければならない。

(1)・(2) 略

(新設)

(3)・(4) 略

(5) 次条において準用する第48条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録
(具体的な取扱方針)

第105条 指定介護予防通所リハビリテーションは、第97条に定める基本方針及び前条に定める基本的な取扱方針に基づき、次に掲げるところにより行わなければならない。

(1)～(4) 略

(新設)

(5) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合においては、第72条第2号から第4号までに定める基準を満たすことをもって、第2号から前号までに定める基準を満たしているものとみなすことができること。

(6)・(7) 略

(新設)

(新設)

(8)～(11) 略

(12) 第1号から第5号までの規定は、前号の規定による介護予防通所リハ

ビリテーション計画の変更について準用するものであること。
 (身体拘束等の禁止)
 第112条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者への指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。

2 略

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(定員の遵守)

第114条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、規則で定める人数以上の利用者に対し指定介護予防短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害があった場合、虐待を受けた者に利用させようとする場合その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

2 利用者の状況やその家族等の事情により、担当職員及び介護支援専門員が緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認めた利用者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を行う場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないときは、前項の規定にかかわらず、同項の規則で定める人数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。
(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会の開催)

第115条の2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。

ビリテーション計画の変更について準用するものであること。
 (身体拘束等の禁止)
 第112条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者への指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束その他の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 略

(新設)

(定員の遵守)

第114条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、規則で定める人数以上の利用者に対し指定介護予防短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害があった場合、虐待を受けた者に利用させようとする場合その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

2 利用者の状況やその家族等の事情により、担当職員が緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認めた利用者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を行う場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないときは、前項の規定にかかわらず、同項の規則で定める人数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。

(新設)

<p>(記録の整備)</p> <p>第116条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第3号、第5号及び第6号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 第112条第2項の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) 次条において準用する第48条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録</p> <p>(勤務体制の確保等)</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第116条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第3号、第5号及び第6号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 第112条第2項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) 次条において準用する第48条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録</p> <p>(勤務体制の確保等)</p>
<p>第130条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供することができるよう、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、規則で定めるところにより、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u></p> <p>6 略</p> <p>(勤務体制の確保等)</p>	<p>第130条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供することができるよう、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、規則で定めるところにより、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>(新設)</p> <p>5 略</p> <p>(勤務体制の確保等)</p>
<p>第130条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供することができるよう、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、規則で定めるところにより、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u></p> <p>6 略</p> <p>(従業者)</p>	<p>第130条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供することができるよう、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、規則で定めるところにより、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>(新設)</p> <p>5 略</p> <p>(従業者)</p>
<p>第141条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者(以下この節において「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下この節において「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)ごとに、次の各号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応</p>	<p>第141条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者(以下この節において「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下この節において「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)ごとに、次の各号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応</p>

じ、当該各号に定める指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者を置かなければならない。

(1) 略

(削る)

(2) 療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所

である指定介護予防短期入所療養介護事業所 前号のアからエまで、カ及びキに掲げる従業者

(3) 診療所（前号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所を除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所 看護職員又は介護職員

(4) 略

2 略

(記録の整備)

第144条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第3号、第5号及び第6号に掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 次条において準用する第112条第2項の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録

(4)・(5) 略

(6) 次条において準用する第48条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

(準用)

第145条 第45条の4から第45条の9まで、第45条の11、第45条の12、第45条の15、第45条の17、第47条、第48条の2の2、第48条の4、第48条の5、第48条の7、第48条の8、第48条の9第1項、第48条の10から第48条の11まで、第99条の4、第99条の6、第101条、第111条第2項、第111条の2から第113条まで、第114条第1項、第115条及び第115条の2の規定は、指定介護予防短

じ、当該各号に定める指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者を置かなければならない。

(1) 略

(2) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130

条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所 前号のアからエまで、カ及びキに掲げる従業者

(3) 療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所（指定介護療養型医療施設を除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所 前号に定める従業者

(4) 診療所（前2号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所を除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所 看護職員又は介護職員

(5) 略

(5) 略

2 略

(記録の整備)

第144条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第3号、第5号及び第6号に掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 次条において準用する第112条第2項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録

(4)・(5) 略

(6) 次条において準用する第48条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

(準用)

第145条 第45条の4から第45条の9まで、第45条の11、第45条の12、第45条の15、第45条の17、第47条、第48条の2の2、第48条の4、第48条の5、第48条の7、第48条の8、第48条の9第1項、第48条の10から第48条の11まで、第99条の4、第99条の6、第101条、第111条第2項、第111条の2から第113条まで、第114条第1項及び第115条の規定は、指定介護予防短

期入所療養介護の事業、指定介護予防短期入所療養介護事業者及び指定介護予防短期入所療養介護事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあり、及び「第98条第1項に規定する従業者」とあるのは「第141条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者」と、第45条の4第1項及び第48条の4第1項中「第48条」とあるのは「第145条において読み替えて準用する第113条」と、第113条中「次に」とあるのは「次の各号（第2号を除く。）に」と、同条第1号中「、第7号及び第8号」とあるのは「及び第8号」と、同条第5号中「サービス」とあるのは「施設」と読み替えるものとする。

(口腔衛生の管理)

第162条の2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、その者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(協力医療機関等)

第166条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、特定の医療機関との間で、利用者への医療の提供に関し当該医療機関の協力を得ることについて合意しておかなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定による合意をするに当たっては、次に掲げる要件を満たす医療機関との間で、合意するよう努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者から利用者のための診療を求められた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、第1項の規定により合意した医療機関（以下「協力医療機関」という。）との間で、1年に1回以上、利用者の病状が急変した場合等における対応方法を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、指定介護予防特定施設において新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症

期入所療養介護の事業、指定介護予防短期入所療養介護事業者及び指定介護予防短期入所療養介護事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあり、及び「第98条第1項に規定する従業者」とあるのは「第141条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者」と、第45条の4第1項及び第48条の4第1項中「第48条」とあるのは「第145条において読み替えて準用する第113条」と、第113条中「次に」とあるのは「次の各号（第2号を除く。）に」と、同条第1号中「、第7号及び第8号」とあるのは「及び第8号」と、同条第5号中「サービス」とあるのは「施設」と読み替えるものとする。

(新設)

(協力医療機関等)

第166条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、特定の医療機関との間で、利用者への医療の提供に関し当該医療機関の協力を得ることについて合意しておかなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)が発生した場合等における対応方法について取り決めるよう努めなければならない。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、指定介護予防特定施設において新興感染症が発生した場合等における対応方法について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関その他の医療機関に入院した利用者が、退院が可能となった場合においては、当該指定介護予防特定施設に速やかに入居することができるよう努めなければならない。

7 略
(記録の整備)

第168条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第3号、第6号及び第7号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 次条において準用する第112条第2項の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録

(4) 第165条第3項の規定による結果等の記録

(5)・(6) 略

(7) 次条において準用する第48条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

(準用)

第169条 第45条の2、第45条の7、第45条の8、第45条の16から第47条まで、第48条の2の2、第48条の4から第48条の8まで、第48条の10から第48条の11まで、第99条の6、第114条の2及び第115条の2の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業、指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者及び指定介護予防特定施設について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「第158条第1項に規定する介護予防特定施設従業者」と、第45条の2中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、第48条の4第1項中「第48条」とあるのは「第164条」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

2 略

(記録の整備)

第168条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第3号、第6号及び第7号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 次条において準用する第112条第2項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録

(4) 第165条第3項に規定する結果等の記録

(5)・(6) 略

(7) 次条において準用する第48条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

(準用)

第169条 第45条の2、第45条の7、第45条の8、第45条の16から第47条まで、第48条の2の2、第48条の4から第48条の8まで、第48条の9第1項、第48条の10から第48条の11まで、第99条の6及び第114条の2の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業、指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者及び指定介護予防特定施設について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「第158条第1項に規定する介護予防特定施設従業者」と、第45条の2中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、第48条の4第1項中「第48条」とあるのは「第164条」と読み替えるものとする。

(記録の整備)

第183条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、その従業者、設備、備品、会計及び受託介護予防サービス事業者に関する記録を整備しておかなければならない。

2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第5号、第6号及び第8号に掲げる記録にあつては、5年間)保存しなければならない。

(1) 略

(2) 次条第2項の規定による受託介護予防サービス事業者等から受けた報告に係る記録

(3)～(5) 略

(6) 第169条において準用する第48条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

(7) 第185条第1項の規定により読み替えて適用する第162条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(8) 第169条において準用する第112条第2項の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録

(9) 第185条第1項の規定により読み替えて適用する第165条第3項の規定による結果等の記録

(適用関係)

第185条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業に対する第160条、第162条、第165条、第169条、第171条及び第175条の規定の適用については、第160条第2項中「前項」とあり、及び同条第3項中「第1項」とあるのは「第180条」と、同項中「介護居室又は一時介護室」とあるのは「他の居室」と、第162条第2項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービス(第176条に規定する基本サービスをいう。第165条において同じ。)を」と、第165条第1項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護その他」とあるのは「基本サービスその他」と、同条第2項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、同条第3項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護に」とあるのは「基本サービスに」と、第169条中「第164条」とあるのは「第181条」と、第48条の5第1項及び第2項中「の従業者」とあるのは「及び受託介護予防サービス事業所(第180条第4号に規定する受託介護予防サービス事業所をいう。)の従業者」と、第171条中「第157条」とあるのは「第177条」と、同条第2号中「と協議」とあるのは「及び受託介護予防サービス事業者(第176

(記録の整備)

第183条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、その従業者、設備、備品、会計及び受託介護予防サービス事業者に関する記録を整備しておかなければならない。

2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第5号、第6号及び第8号に掲げる記録にあつては、5年間)保存しなければならない。

(1) 略

(2) 次条第2項に規定する受託介護予防サービス事業者等から受けた報告に係る記録

(3)～(5) 略

(6) 第169条において準用する第48条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

(7) 第185条第1項の規定により読み替えて適用する第162条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(8) 第169条において準用する第112条第2項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録

(9) 第185条第1項の規定により読み替えて適用する第165条第3項に規定する結果等の記録

(適用関係)

第185条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業に対する第160条、第162条、第165条、第169条、第171条及び第175条の規定の適用については、第160条第2項中「前項」とあり、及び同条第3項中「第1項」とあるのは「第180条」と、同項中「介護居室又は一時介護室」とあるのは「他の居室」と、第162条第2項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービス(第176条に規定する基本サービスをいう。第165条において同じ。)を」と、第165条第1項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護その他」とあるのは「基本サービスその他」と、同条第2項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、同条第3項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護に」とあるのは「基本サービスに」と、第169条中「第164条」とあるのは「第181条」と、第48条の5第1項及び第2項中「の従業者」とあるのは「及び受託介護予防サービス事業所(第180条第4号に規定する受託介護予防サービス事業所をいう。)の従業者」と、第171条中「第157条」とあるのは「第177条」と、同条第2号中「と協議」とあるのは「及び受託介護予防サービス事業者(第176

<p>条に規定する受託介護予防サービス事業者をいう。第6号において同じ。)と協議」と、同条第6号中「との連絡」とあるのは「及び受託介護予防サービス事業者との連絡」とする。</p> <p>2 第157条、第158条、第159条(第1項を除く。)、第160条第1項、<u>第162条の2</u>、第164条、第168条、第172条、第173条及び第175条(第122条の規定を準用する部分に限る。)の規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業には適用しない。</p> <p>(重要事項の揭示等)</p> <p>第192条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所の見やすい場所に、第189条に規定する重要事項に関する規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、第1項に規定する重要事項をインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならない。</u></p>	<p>条に規定する受託介護予防サービス事業者をいう。第6号において同じ。)と協議」と、同条第6号中「との連絡」とあるのは「及び受託介護予防サービス事業者との連絡」とする。</p> <p>2 第157条、第158条、第159条(第1項を除く。)、第160条第1項_____、第164条、第168条、第172条、第173条及び第175条(第122条の規定を準用する部分に限る。)の規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業には適用しない。</p> <p>(重要事項の揭示等)</p> <p>第192条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所の見やすい場所に、第189条に規定する重要事項に関する規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(新設)</p>
<p>4 略</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第193条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第3号、第6号及び第7号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>第196条第9号の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録</u></p> <p>(4) <u>第191条第4項の規定による結果等の記録</u></p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>(7) <u>次条において準用する第48条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録</u></p> <p>(具体的な取扱方針)</p> <p>第196条 福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与は、第186条に定める基本方針及び前条に定める基本的な取扱方針に基づき、次に掲げるところにより行わなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>福祉用具及び法第8条の2第11項に規定する特定介護予防福祉用具の</u></p>	<p>3 略</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第193条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第5号及び第6号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(新設)</p> <p>(3) <u>第191条第4項に規定する結果等の記録</u></p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) <u>次条において準用する第48条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録</u></p> <p>(具体的な取扱方針)</p> <p>第196条 福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与は、第186条に定める基本方針及び前条に定める基本的な取扱方針に基づき、次に掲げるところにより行わなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(新設)</p>

いずれにも該当する福祉用具（以下この章において「対象福祉用具」という。）に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は第200条に規定する指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択することができることについて、利用者に対して十分な説明を行った上で、その者に当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、当該選択に係る提案を行うものとする。

(5)～(7) 略

(8) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならないこと。

(9) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならないこと。

(10) 略

(介護予防福祉用具貸与計画)

第197条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況及び希望、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、規則で定める事項を記載した介護予防福祉用具貸与計画を作成しなければならない。

2～4 略

5 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供を開始したときは、必要に応じ、当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始の日から6月以内に少なくとも1回、当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、その継続継続の必要性について検討を行うものとする。

6～8 略

(記録の整備)

第203条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第3号、第5号及び第6号に掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。

(1)・(2) 略

(4)～(6) 略

(新設)

(新設)

(7) 略

(介護予防福祉用具貸与計画)

第197条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況及び希望、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、規則で定める事項を記載した介護予防福祉用具貸与計画を作成しなければならない。

2～4 略

5 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供を開始したときは、必要に応じ、当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行うものとする。

6～8 略

(記録の整備)

第203条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第4号及び第5号に掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。

(1)・(2) 略

<p>(3) <u>第206条第8号の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録</u></p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) <u>次条において準用する第48条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録</u> (具体的な取扱方針)</p>	<p>(新設)</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p>(5) <u>次条において準用する第48条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録</u> (具体的な取扱方針)</p>
<p>第206条 福祉用具専門相談員の行う指定特定介護予防福祉用具販売は、第200条に定める基本方針及び前条に定める基本的な取扱方針に基づき、次に掲げるところにより行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>法第8条の2第10項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具及び特定介護予防福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下この章において「対象福祉用具」という。）に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が第186条に規定する指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択することができることについて、利用者に対して十分な説明を行った上で、その者に当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、当該選択に係る提案を行うものとする。</u></p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) <u>利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>(7) <u>利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならないこと。</u></p> <p>(8) <u>利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならないこと。</u></p> <p>(9) 略 (特定介護予防福祉用具販売計画)</p>	<p>第206条 福祉用具専門相談員の行う指定特定介護予防福祉用具販売は、第200条に定める基本方針及び前条に定める基本的な取扱方針に基づき、次に掲げるところにより行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(新設)</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(5) 略 (特定介護予防福祉用具販売計画)</p>
<p>第207条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえて、規則で定める事項を記載した特定介護予防福祉用具販売計画を作成しなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該特定</u></p>	<p>第207条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえて、規則で定める事項を記載した特定介護予防福祉用具販売計画を作成しなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>(新設)</p>

介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例新旧対象表（第3条関係）

改正案	現 行
<p>(緊急時等の対応)</p> <p>第23条の2 指定介護老人福祉施設は、入所者に指定介護福祉施設サービスを提供している場合であってその者に病状の急変が生じたときその他必要な場合のため、あらかじめ、第4条第1項第1号に掲げる医師及び第32条第1項の規定により合意した医療機関（以下「協力医療機関」という。）の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。</p>	<p>(緊急時等の対応)</p> <p>第23条の2 指定介護老人福祉施設は、入所者に指定介護福祉施設サービスを提供している場合であってその者に病状の急変が生じたときその他必要な場合のため、あらかじめ、第4条第1項第1号に掲げる医師_____との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。</p>
<p>2 指定介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(計画担当介護支援専門員の責務)</p> <p>第26条 計画担当介護支援専門員は、第15条に定める業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 第14条第5項の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びにその理由を記録すること。</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 第39条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置について記録すること。</p> <p>(協力医療機関等)</p>	<p>(計画担当介護支援専門員の責務)</p> <p>第26条 計画担当介護支援専門員は、第15条に定める業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 第14条第5項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びにその理由を記録すること。</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 第39条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置について記録すること。</p> <p>(協力病院等)</p>
<p>第32条 指定介護老人福祉施設は、<u>入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次に掲げる医療機関（第3号の医療機関にあっては、病院に限る。）との間で、入所者への医療の提供に関し協力を得ることについて合意しておかなければならない。</u></p> <p>(1) <u>入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保している医療機関</u></p> <p>(2) <u>当該指定介護老人福祉施設から入所者のための診療を求められた場合において診療を行う体制を、常時確保している医療機関</u></p> <p>(3) <u>入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している医療機関</u></p>	<p>第32条 指定介護老人福祉施設は、_____あらかじめ、<u>特定の病院との間で、入所者の入院治療に関し協力を得ることについて合意しておかなければならない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>2 指定介護老人福祉施設は、協力医療機関との間で、1年に1回以上、入所</p>	<p>(新設)</p>

改正案	現行
<p>者の病状が急変した場合等における対応方法を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。</p>	
<p>3 指定介護老人福祉施設は、<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、指定介護老人福祉施設において新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）が発生した場合等における対応方法を取り決めるよう努めなければならない。</u></p>	(新設)
<p>4 指定介護老人福祉施設は、<u>協力医療機関が、第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、指定介護老人福祉施設において新興感染症が発生した場合等における対応方法について協議を行わなければならない。</u></p>	(新設)
<p>5 指定介護老人福祉施設は、<u>協力医療機関その他の医療機関に入院した入所者が、退院が可能となった場合においては、当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所することができるよう努めなければならない。</u></p>	(新設)
<p>6 略 (重要事項の掲示)</p>	2 略 (重要事項の掲示)
<p>第33条 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>	第33条 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、 <u>前条第1項の病院</u> 、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
<p>2 略</p>	2 略
<p>3 指定介護老人福祉施設は、<u>原則として、第1項に規定する重要事項をインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならない。</u> (入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会の開催)</p>	(新設)
<p>第39条の3 指定介護老人福祉施設は、<u>当該指定介護老人福祉施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護老人福祉施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。</u> (記録の整備)</p>	(新設)
<p>第41条 指定介護老人福祉施設は、その従業者、設備及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p>	(記録の整備) 第41条 指定介護老人福祉施設は、その従業者、設備及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

改正案	現行
<p>2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第3号、第5号及び第6号に掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第12条第2項の規定による提供したサービスの具体的な内容等の記録</p> <p>(3) 第14条第5項の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びにその理由の記録</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) 第39条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第50条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u></p>	<p>2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第3号、第5号及び第6号に掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第12条第2項に規定する提供したサービスの具体的な内容等の記録</p> <p>(3) 第14条第5項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びにその理由の記録</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) 第39条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第50条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(新設)</p>

介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例新旧対照表（第4条関係）

改正案	現行
<p>(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)</p> <p>第18条 介護老人保健施設の医師は、入所者の病状からみて当該介護老人保健施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、第33条第1項の規定により合意した医療機関（以下「協力医療機関」という。）その他適当な病院又は診療所への入院のための措置を講じることその他適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>(協力医療機関等)</p>	<p>(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)</p> <p>第18条 介護老人保健施設の医師は、入所者の病状からみて当該介護老人保健施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、第33条第1項に規定する医療機関その他適当な病院又は診療所への入院のための措置を講じることその他適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>(協力病院等)</p>
<p>第33条 介護老人保健施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次に掲げる医療機関（第3号の医療機関にあつては、病院に限る。）との間で、入所者への医療の提供に関し協力を得ることについて合意しておかなければならない。</p> <p>(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保している医療機関</p> <p>(2) 当該介護老人保健施設から入所者のための診療を求められた場合において診療を行う体制を、常時確保している医療機関</p> <p>(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護老人保健施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している医療機関</p>	<p>第33条 介護老人保健施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、特定の医療機関との間で、入所者への医療の提供に関し当該医療機関の協力を得ることについて合意しておかなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>2 介護老人保健施設は、協力医療機関との間で、1年に1回以上、入所者の病状が急変した場合等における対応方法を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>3 介護老人保健施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、介護老人保健施設において新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）が発生した場合等における対応方法を取り決めるよう努めなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>4 介護老人保健施設は、協力医療機関が、第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、介護老人保健施設に</p>	<p>(新設)</p>

改正案	現行
<p>において新興感染症が発生した場合等における対応方法について協議を行わなければならない。</p>	
<p>5 介護老人保健施設は、協力医療機関その他の医療機関に入院した入所者が、退院が可能となった場合においては、当該介護老人保健施設に速やかに入所することができるよう努めなければならない。</p>	(新設)
<p>6 略 (重要事項の掲示) 第34条 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>	<p>2 略 (重要事項の掲示) 第34条 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、<u>前条第1項の医療機関</u>、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>
<p>2 略 3 介護老人保健施設は、原則として、第1項に規定する重要事項をインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならない。 (入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会の開催)</p>	<p>2 略 (新設)</p>
<p>第39条の3 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護老人保健施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。 (記録の整備)</p>	(新設)
<p>第41条 介護老人保健施設は、その従業者、施設及び設備並びに会計に関する記録を整備しておかななければならない。 2 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第4号、第6号及び第7号に掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。 (1) 略 (2) 第12条第4項の規定による検討の内容等の記録 (3) 略 (4) 第15条第5項の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに理由の記録 (5)・(6) 略 (7) 第39条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録</p>	<p>第41条 介護老人保健施設は、その従業者、施設及び設備並びに会計に関する記録を整備しておかななければならない。 2 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第4号、第6号及び第7号に掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。 (1) 略 (2) 第12条第4項に規定する検討の内容等の記録 (3) 略 (4) 第15条第5項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに理由の記録 (5)・(6) 略 (7) 第39条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録</p>
<p>第50条 ユニット型介護老人保健施設は、入居者に対し、適切な介護保健施設</p>	<p>第50条 ユニット型介護老人保健施設は、入居者に対し、適切な介護保健施設</p>

改正案	現行
<p>サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>ユニット型介護老人保健施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u></p>	<p>サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(新設)</p>

養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表（第5条関係）

改正案	現 行
<p>(記録の整備)</p> <p>第9条 養護老人ホームは、その設備、職員及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第3号から第5号までに掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 第15条第5項の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに理由の記録</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 第28条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録</p> <p>(生活相談員の責務)</p> <p>第21条 生活相談員は、処遇計画を作成し、それに沿った支援が行われるよう必要な調整を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 第28条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録を行うこと。</p> <p>2・3 略</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第24条 養護老人ホームは、<u>入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次に掲げる医療機関（第3号の医療機関にあっては、病院に限る。）との間で、入所者への医療の提供に関し協力を得ることについて合意しておかなければならない。</u></p> <p>(1) <u>入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保して医療機関</u></p> <p>(2) <u>当該養護老人ホームから入所者のための診療を求められた場合において診療を行う体制を、常時確保している医療機関</u></p> <p>(3) <u>入所者の病状が急変した場合等において、当該養護老人ホームの医師又は次項に規定する協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している医療機関</u></p> <p>2 養護老人ホームは、第1項の規定により合意した医療機関（以下「協力医</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第9条 養護老人ホームは、その設備、職員及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第3号から第5号までに掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 第15条第5項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに理由の記録</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 第28条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録</p> <p>(生活相談員の責務)</p> <p>第21条 生活相談員は、処遇計画を作成し、それに沿った支援が行われるよう必要な調整を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 第28条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録を行うこと。</p> <p>2・3 略</p> <p>(協力病院等)</p> <p>第24条 養護老人ホームは、<u>入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、特定の医療機関との間で、入所者への医療の提供に関し当該医療機関の協力を得ることについて合意しておかなければならない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正案	現行
療機関」という。)との間で、1年に1回以上、入所者の病状が急変した場合等における対応方法を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。	
3 <u>養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、養護老人ホームにおいて新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）が発生した場合等における対応方法を取り決めるよう努めなければならない。</u>	(新設)
4 <u>養護老人ホームは、協力医療機関が、第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、養護老人ホームにおいて新興感染症が発生した場合等における対応方法について協議を行わなければならない。</u>	(新設)
5 <u>養護老人ホームは、協力医療機関その他の医療機関に入院した入所者が、退院が可能となった場合においては、当該養護老人ホームに速やかに入所することができるよう努めなければならない。</u>	(新設)
6 略	2 略

特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表（第6条関係）

改正案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 特別養護老人ホーム（第3条—<u>第32条の3</u>）</p> <p>第3章 ユニット型特別養護老人ホーム（第33条—第43条）</p> <p>第4章 地域密着型特別養護老人ホーム（第44条—第46条）</p> <p>第5章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（第47条・第48条）</p> <p>第6章 雑則（第49条）</p> <p>附則 （記録の整備）</p> <p>第10条 特別養護老人ホームは、その設備、職員及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第3号から第5号までに掲げる記録にあつては、5年間）保存しなければならない。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） 第16条第5項の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに理由の記録</p> <p>（4） 略</p> <p>（5） 第32条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録 （緊急時等の対応）</p> <p>第23条の2 特別養護老人ホームは、入所者に処遇を行っている場合であつてその者に病状の急変が生じたときその他必要な場合のため、あらかじめ、第12条第1項第2号に掲げる医師及び第28条第1項の規定により合意した医療機関（以下「協力医療機関」という。）の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。</p> <p>2 特別養護老人ホームは、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。 （施設長の責務）</p> <p>第24条 施設長は、特別養護老人ホームの職員の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 特別養護老人ホーム（第3条—<u>第32条の2</u>）</p> <p>第3章 ユニット型特別養護老人ホーム（第33条—第43条）</p> <p>第4章 地域密着型特別養護老人ホーム（第44条—第46条）</p> <p>第5章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（第47条・第48条）</p> <p>第6章 雑則（第49条）</p> <p>附則 （記録の整備）</p> <p>第10条 特別養護老人ホームは、その設備、職員及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第3号から第5号までに掲げる記録にあつては、5年間）保存しなければならない。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） 第16条第5項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに理由の記録</p> <p>（4） 略</p> <p>（5） 第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録 （緊急時等の対応）</p> <p>第23条の2 特別養護老人ホームは、入所者に処遇を行っている場合であつてその者に病状の急変が生じたときその他必要な場合のため、あらかじめ、第12条第1項第2号に掲げる医師____との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>（施設長の責務）</p> <p>第24条 施設長は、特別養護老人ホームの職員の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。</p>

改正案	現行
<p>2 施設長は、職員に第8条から第10条まで及び第13条から<u>第32条の3</u>までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。 (協力医療機関等)</p>	<p>2 施設長は、職員に第8条から第10条まで及び第13条から<u>第32条の2</u>までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。 (協力病院等)</p>
<p>第28条 特別養護老人ホームは、<u>入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次に掲げる医療機関（第3号の医療機関にあっては、病院に限る。）との間で、入所者への医療の提供に関し協力を得ることについて合意しておかなければならない。</u></p>	<p>第28条 特別養護老人ホームは、<u>入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、特定の医療機関との間で、入所者への医療の提供に関し当該医療機関の協力を得ることについて合意しておかなければならない。</u></p>
<p>(1) <u>入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保している医療機関</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(2) <u>当該特別養護老人ホームから入所者のための診療を求められた場合において診療を行う体制を、常時確保している医療機関</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(3) <u>入所者の病状が急変した場合等において、当該特別養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している医療機関</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>2 <u>特別養護老人ホームは、協力医療機関との間で、1年に1回以上、入所者の病状が急変した場合等における対応方法を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>3 <u>特別養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、特別養護老人ホームにおいて新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）が発生した場合等における対応方法を取り決めるよう努めなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>4 <u>特別養護老人ホームは、協力医療機関が、第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、特別養護老人ホームにおいて新興感染症が発生した場合等における対応方法について協議を行わなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>5 <u>特別養護老人ホームは、協力医療機関その他の医療機関に入院した入所者が、退院が可能となった場合においては、当該特別養護老人ホームに速やかに入所することができるよう努めなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>6 略 (入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会の開催)</p>	<p>2 略</p>

改正案	現行
<p>第32条の3 <u>特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(勤務体制の確保等)</p>	<p>(勤務体制の確保等)</p>
<p>第41条 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p>	<p>第41条 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 <u>ユニット型特別養護老人ホームの施設長は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(適用関係)</p>	<p>(適用関係)</p>
<p>第43条 ユニット型特別養護老人ホームに対する前章の規定（次項に規定する規定を除く。）の適用については、これらの規定（第7条を除く。）中「特別養護老人ホーム」とあるのは「ユニット型特別養護老人ホーム」と、第7条中「特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホーム」とあるのは「ユニット型特別養護老人ホームの職員は、専ら当該ユニット型特別養護老人ホーム」と、第10条第2項第1号中「処遇計画」とあるのは「サービスの提供に関する計画」と、同項第2号中「処遇」とあるのは「サービスの提供」と、同項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第37条第7項」と、第15条中「処遇計画」とあるのは「サービスの提供に関する計画」と、第16条（第2項を除く。）中「処遇」とあるのは「サービスの提供」と、同条第2項中「処遇は、処遇計画」とあるのは「サービスの提供は、それに関する計画」と、第24条第2項中「第8条から第10条まで及び第13条から第32条の3まで」とあるのは「第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、第25条の2、第27条から第32条の3まで、第35条及び第37条から第42条まで」と、第25条第2項、第30条第1項及び第3項並びに第32条第2項及び第4項中「処遇」とあるのは「サービスの提供」とする。</p>	<p>第43条 ユニット型特別養護老人ホームに対する前章の規定（次項に規定する規定を除く。）の適用については、これらの規定（第7条を除く。）中「特別養護老人ホーム」とあるのは「ユニット型特別養護老人ホーム」と、第7条中「特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホーム」とあるのは「ユニット型特別養護老人ホームの職員は、専ら当該ユニット型特別養護老人ホーム」と、第10条第2項第1号中「処遇計画」とあるのは「サービスの提供に関する計画」と、同項第2号中「処遇」とあるのは「サービスの提供」と、同項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第37条第7項」と、第15条中「処遇計画」とあるのは「サービスの提供に関する計画」と、第16条（第2項を除く。）中「処遇」とあるのは「サービスの提供」と、同条第2項中「処遇は、処遇計画」とあるのは「サービスの提供は、それに関する計画」と、第24条第2項中「第8条から第10条まで及び第13条から第32条の2まで」とあるのは「第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、第25条の2、第27条から第32条の2まで、第35条及び第37条から第42条まで」と、第25条第2項、第30条第1項及び第3項並びに第32条第2項及び第4項中「処遇」とあるのは「サービスの提供」とする。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(適用関係)</p>	<p>(適用関係)</p>
<p>第46条 地域密着型特別養護老人ホームに対する第2章（次項に規定する規定を除く。）の規定の適用については、これらの規定（第7条及び第12条第1項ただし書を除く。）中「特別養護老人ホーム」とあるのは「地域密着型特別養護老人ホーム」と、第7条中「特別養護老人ホームの職員は、専ら当該</p>	<p>第46条 地域密着型特別養護老人ホームに対する第2章（次項に規定する規定を除く。）の規定の適用については、これらの規定（第7条及び第12条第1項ただし書を除く。）中「特別養護老人ホーム」とあるのは「地域密着型特別養護老人ホーム」と、第7条中「特別養護老人ホームの職員は、専ら当該</p>

改正案	現行
<p>特別養護老人ホーム」とあるのは「地域密着型特別養護老人ホームの職員は、専ら当該地域密着型特別養護老人ホーム」と、第12条第1項ただし書中「入所定員が40人を超えない特別養護老人ホームにあっては、他の社会福祉施設等」とあるのは「他の社会福祉施設等」と、「当該特別養護老人ホーム」とあるのは「当該地域密着型特別養護老人ホーム」と、第24条第2項中「及び第13条から第32条の3まで」とあるのは「、第13条から第30条まで、第32条から第32条の3まで及び第45条」とする。</p>	<p>特別養護老人ホーム」とあるのは「地域密着型特別養護老人ホームの職員は、専ら当該地域密着型特別養護老人ホーム」と、第12条第1項ただし書中「入所定員が40人を超えない特別養護老人ホームにあっては、他の社会福祉施設等」とあるのは「他の社会福祉施設等」と、「当該特別養護老人ホーム」とあるのは「当該地域密着型特別養護老人ホーム」と、第24条第2項中「及び第13条から第32条の2まで」とあるのは「、第13条から第30条まで、第32条、第32条の2及び第45条」とする。</p>
<p>2 略 (適用関係)</p>	<p>2 略 (適用関係)</p>
<p>第48条 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームに対する前3章の規定（次項に規定する規定を除く。）の適用については、これらの規定（第7条及び第12条第1項ただし書を除く。）中「特別養護老人ホーム」とあり、「ユニット型特別養護老人ホーム」とあり、及び「地域密着型特別養護老人ホーム」とあるのは「ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム」と、第7条中「特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホーム」とあるのは「ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの職員は、専ら当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム」と、第10条第2項第1号中「処遇計画」とあるのは「サービスの提供に関する計画」と、同項第2号中「処遇」とあるのは「サービスの提供」と、同項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第37条第7項」と、第12条第1項ただし書中「入所定員が40人を超えない特別養護老人ホームにあっては、他の社会福祉施設等」とあるのは「他の社会福祉施設等」と、「当該特別養護老人ホーム」とあるのは「当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム」と、第15条中「処遇計画」とあるのは「サービスの提供に関する計画」と、第16条（第2項を除く。）中「処遇」とあるのは「サービスの提供」と、同条第2項中「処遇は、処遇計画」とあるのは「サービスの提供は、それに関する計画」と、第24条第2項中「第8条から第10条まで及び第13条から第32条の3まで」とあるのは「第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、第25条の2、第27条から第32条の3まで、第35条及び第37条から第42条まで」と、第25条第2項、第30条第1項及び第3項並びに第32条第2項及び第4項中「処遇」とあるのは「サービスの提供」とする。</p>	<p>第48条 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームに対する前3章の規定（次項に規定する規定を除く。）の適用については、これらの規定（第7条及び第12条第1項ただし書を除く。）中「特別養護老人ホーム」とあり、「ユニット型特別養護老人ホーム」とあり、及び「地域密着型特別養護老人ホーム」とあるのは「ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム」と、第7条中「特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホーム」とあるのは「ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの職員は、専ら当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム」と、第10条第2項第1号中「処遇計画」とあるのは「サービスの提供に関する計画」と、同項第2号中「処遇」とあるのは「サービスの提供」と、同項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第37条第7項」と、第12条第1項ただし書中「入所定員が40人を超えない特別養護老人ホームにあっては、他の社会福祉施設等」とあるのは「他の社会福祉施設等」と、「当該特別養護老人ホーム」とあるのは「当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム」と、第15条中「処遇計画」とあるのは「サービスの提供に関する計画」と、第16条（第2項を除く。）中「処遇」とあるのは「サービスの提供」と、同条第2項中「処遇は、処遇計画」とあるのは「サービスの提供は、それに関する計画」と、第24条第2項中「第8条から第10条まで及び第13条から第32条まで」とあるのは「第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、第25条の2、第27条から第32条の2まで、第35条及び第37条から第42条まで」と、第25条第2項、第30条第1項及び第3項並びに第32条第2項及び第4項中「処遇」とあるのは「サービスの提供」とする。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>

軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表（第7条関係）

改正案	現 行
<p>(記録の整備)</p> <p>第9条 軽費老人ホームは、その設備、職員及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 軽費老人ホームは、入所者に提供するサービスの状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第3号から第5号までに掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 第17条第4項の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びにその理由の記録</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 第33条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録</p> <p>(生活相談員の責務)</p> <p>第23条 軽費老人ホームの生活相談員は、入所者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 第33条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録を行うこと。</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第27条 軽費老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、特定の医療機関との間で、入所者への医療の提供に関し当該医療機関の協力を得ることについて合意しておかなければならない。</p> <p>2 <u>軽費老人ホームは、前項の規定による合意をするに当たっては、次に掲げる要件を満たす医療機関との間で、合意するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p><u>(2) 当該軽費老人ホームから入所者のための診療を求められた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p>3 軽費老人ホームは、第1項の規定により合意した医療機関（以下「協力医療機関」という。）との間で、1年に1回以上、入所者の病状が急変した場合等における対応方法を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第9条 軽費老人ホームは、その設備、職員及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 軽費老人ホームは、入所者に提供するサービスの状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第3号から第5号までに掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 第17条第4項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びにその理由の記録</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 第33条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録</p> <p>(生活相談員の責務)</p> <p>第23条 軽費老人ホームの生活相談員は、入所者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 第33条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録を行うこと。</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第27条 軽費老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、特定の医療機関との間で、入所者への医療の提供に関し当該医療機関の協力を得ることについて合意しておかなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正案	現行
<p>4 <u>軽費老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、軽費老人ホームにおいて新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）が発生した場合等における対応方法について取り決めるよう努めなければならない。</u></p>	(新設)
<p>5 <u>軽費老人ホームは、協力医療機関が、第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、軽費老人ホームにおいて新興感染症が発生した場合等における対応方法について協議を行わなければならない。</u></p>	(新設)
<p>6 <u>軽費老人ホームは、協力医療機関その他の医療機関に入院した入所者が、退院が可能となった場合においては、当該軽費老人ホームに速やかに入所することができるよう努めなければならない。</u></p>	(新設)
<p>7 略 (重要事項の揭示) 第28条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、<u>協力医療機関</u>、利用料その他の入所者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>	<p>2 略 (重要事項の揭示) 第28条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、<u>前条第1項の医療機関</u>、利用料その他の入所者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>
<p>2 略 3 <u>軽費老人ホームは、原則として、第1項に規定する重要事項をインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならない。</u></p>	<p>2 略 (新設)</p>

介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例新旧対象表（第8条関係）

改正案	現行
<p>(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)</p> <p>第18条 介護医療院の医師は、入所者の病状からみて当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、<u>第33条第1項の規定により合意した医療機関（以下「協力医療機関」という。）</u>その他適当な病院又は診療所への入院のための措置を講じることその他適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)</p> <p>第18条 介護医療院の医師は、入所者の病状からみて当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、<u>第33条第1項に規定する医療機関</u>その他適当な病院又は診療所への入院のための措置を講じることその他適切な措置を講じなければならない。</p>
<p>2～4 略</p> <p>(協力医療機関等)</p>	<p>2～4 略</p> <p>(協力病院等)</p>
<p>第33条 介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次に掲げる医療機関（第3号の医療機関にあっては、病院に限る。）との間で、入所者への医療の提供に関し協力を得ることについて合意しておかなければならない。</p>	<p>第33条 介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、特定の医療機関との間で、入所者への医療の提供に関し<u>当該医療機関の協力</u>を得ることについて合意しておかなければならない。</p>
<p>(1) <u>入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保している医療機関</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(2) <u>当該介護医療院から入所者のための診療を求められた場合において診療を行う体制を、常時確保している医療機関</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(3) <u>入所者の病状が急変した場合等において、当該介護医療院の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している医療機関</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>2 <u>介護医療院は、協力医療機関との間で、1年に1回以上、入所者の病状が急変した場合等における対応方法を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>3 <u>介護医療院は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、介護医療院において新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）が発生した場合等における対応方法を取り決めるよう努めなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>4 <u>介護医療院は、協力医療機関が、第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、介護医療院において新興感染症が発生した場合等における対応方法について協議を行わなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>

改正案	現行
<p>5 <u>介護医療院は、協力医療機関その他の医療機関に入院した入所者が、退院が可能となった場合においては、当該介護医療院に速やかに入所することができるよう努めなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>6 略 (重要事項の掲示)</p>	<p>2 略 (重要事項の掲示)</p>
<p>第34条 介護医療院は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、<u>協力医療機関</u>、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>	<p>第34条 介護医療院は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、<u>前条第1項の医療機関</u>、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 <u>介護医療院は、原則として、第1項に規定する重要事項をインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(虐待の防止)</p>	<p>(虐待の防止)</p>
<p>第39条の2 介護医療院は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。</p>	<p>第39条の2 介護医療院は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。</p>
<p><u>(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会の開催)</u></p>	
<p>第39条の3 <u>介護医療院は、当該介護医療院における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護医療院における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(記録の整備)</p>	<p>(記録の整備)</p>
<p>第41条 介護医療院は、その従業者、施設及び設備並びに会計に関する記録を整備しておかななければならない。</p>	<p>第41条 介護医療院は、その従業者、施設及び設備並びに会計に関する記録を整備しておかななければならない。</p>
<p>2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第4号、第6号及び第7号に掲げる記録にあつては、5年間）保存しなければならない。</p>	<p>2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第4号、第6号及び第7号に掲げる記録にあつては、5年間）保存しなければならない。</p>
<p>(1) 略</p>	<p>(1) 略</p>
<p>(2) 第12条第4項<u>の規定による</u>検討の内容等の記録</p>	<p>(2) 第12条第4項<u>に規定する</u>検討の内容等の記録</p>
<p>(3) 略</p>	<p>(3) 略</p>
<p>(4) 第15条第5項の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに理由の記録</p>	<p>(4) 第15条第5項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに理由の記録</p>
<p>(5)・(6) 略</p>	<p>(5)・(6) 略</p>
<p>(7) 第39条第3項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録</p>	<p>(7) 第39条第3項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録</p>

改正案	現行
<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第50条 ユニット型介護医療院は、入居者に対し、適切な介護医療院サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>ユニット型介護医療院の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u></p>	<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第50条 ユニット型介護医療院は、入居者に対し、適切な介護医療院サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(新設)</p>

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例（令和3年長野県条例第10号）の一部を改正する条例新旧対照表（第9条関係）

改正案	現行
<p>附 則（令和3年3月25日条例第10号抄）</p> <p>（虐待の防止に係る経過措置）</p> <p>2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和9年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（以下「新指定居宅サービス等基準条例」という。）第3条第3項（新指定居宅サービス等基準条例第77条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第38条の2（新指定居宅サービス等基準条例第83条において準用する場合に限る。）並びに第2条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（以下「新指定介護予防サービス等基準条例」という。）第3条第3項（新指定介護予防サービス等基準条例第74条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第48条の10の2（新指定介護予防サービス等基準条例第78条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新指定居宅サービス等基準条例第81条及び新指定介護予防サービス等基準条例第76条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「の重要事項」とあるのは「の重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」と、新指定居宅サービス等基準条例第81条第1号中「まで及び第7号」とあるのは「まで」と、新指定介護予防サービス等基準条例第76条第1号中「まで及び第8号」とあるのは「まで」とする。</p>	<p>附 則（令和3年3月25日条例第10号抄）</p> <p>（虐待の防止に係る経過措置）</p> <p>2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（以下「新指定居宅サービス等基準条例」という。）第3条第3項及び第38条の2（新指定居宅サービス等基準条例第52条、第66条、第75条、第83条、第96条、第125条、第143条、第171条、第193条、第215条及び第224条において準用する場合を含む。）、第2条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（以下「新指定介護予防サービス等基準条例」という。）第3条第3項及び第48条の10の2（新指定介護予防サービス等基準条例第61条、第70条、第78条、第103条、第117条、第145条、第169条、第194条及び第204条において準用する場合を含む。）、第3条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第3条第4項、第39条の2及び第43条第3項、第4条の規定による改正後の旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（以下「新介護療養型医療施設基準条例」という。）第3条第1項、第6条第15項及び第7条第1項、第5条の規定による改正後の介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（以下「新介護老人保健施設基準条例」という。）第3条第4項、第39条の2及び第43条第3項、第6条の規定による改正後の養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（以下「新養護老人ホーム基準条例」という。）第2条第4項及び第29条、第7条の規定による改正後の特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第3条第5項、第32条の2及び第34条第3項、第8条の規定による改正後の軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。）第2条第4項及び第34条並びに第9条の規定による改正後の介護医療院の従業者</p>

者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（以下「新介護医療院基準条例」という。）第3条第4項、第39条の2及び第43条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新指定居宅サービス等基準条例第28条（新指定居宅サービス等基準条例第66条において準用する場合を含む。）、第50条、第73条、第81条、第90条（新指定居宅サービス等基準条例第125条において準用する場合を含む。）、第139条（新指定居宅サービス等基準条例第171条において準用する場合を含む。）、第151条、第188条、第200条及び第210条（新指定居宅サービス等基準条例第224条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防サービス等基準条例第48条、第59条の2、第68条、第76条、第99条の3、第113条（新指定介護予防サービス等基準条例第145条において準用する場合を含む。）、第129条、第164条、第181条及び第189条（新指定介護予防サービス等基準条例第204条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第27条及び第49条、新介護療養型医療施設基準条例第6条第5項及び第7条第4項、新介護老人保健施設基準条例第28条及び第49条、新養護老人ホーム基準条例第7条、新特別養護老人ホーム基準条例第8条及び第35条、新軽費老人ホーム基準条例第7条並びに新介護医療院基準条例第28条及び第49条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、新指定居宅サービス等基準条例第28条、新指定介護予防サービス等基準条例第48条、新指定介護老人福祉施設基準条例第27条、新介護療養型医療施設基準条例第6条第5項、新介護老人保健施設基準条例第28条、新養護老人ホーム基準条例第7条、新特別養護老人ホーム基準条例第8条、新軽費老人ホーム基準条例第7条及び新介護医療院基準条例第28条中「の重要事項」とあるのは「の重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」と、新指定居宅サービス等基準条例第50条第1号及び第90条第1号、新介護老人保健施設基準条例第49条第1号並びに新介護医療院基準条例第49条第1号中「及び第5号から第7号まで」とあるのは「、第5号及び第6号」と、新指定居宅サービス等基準条例第73条第1号及び第210条第1号中「、第5号及び第7号」とあるのは「及び第5号」と、新指定居宅サービス等基準条例第81条第1号中「まで及び第7号」とあるのは「まで」と、新指定居宅サービス等基準条例第139条第1号及び第188条第1号中「、第6号及び第7号」とあるのは「及び第6号」と、新指定介護予防サービス等基準条例第59条の2第1号、第113条第1号及び第164条第1号

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 施行日から令和9年3月31日までの間における新指定居宅サービス等基準
条例第30条の2（新指定居宅サービス等基準条例第83条において準用する場
合に限る。）及び新指定介護予防サービス等基準条例第48条の2の2（新指
定介護予防サービス等基準条例第78条において準用する場合に限る。）の規
定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずる
よう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努め
なければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとし
る」とする。

中「、第7号及び第8号」とあるのは「及び第7号」と、新指定介護予防サ
ービス等基準条例第68条第1号及び第189条第1号中「、第5号及び第8
号」とあるのは「及び第5号」と、新指定介護予防サービス等基準条例第76
条第1号中「まで及び第8号」とあるのは「まで」と、新指定介護予防サ
ービス等基準条例第99条の3第1号中「、第6号及び第8号」とあるのは「及
び第6号」と、新指定介護老人福祉施設基準条例第49条第1号及び新特別養
護老人ホーム基準条例第35条第1号中「第8号」とあるのは「第7号」と、
新介護療養型医療施設基準条例第7条第4項第1号中「第7号」とあるのは
「第6号」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 施行日から令和6年3月31日までの間における新指定居宅サービス等基準
条例第30条の2（新指定居宅サービス等基準条例第52条、第66条、第75条、
第83条、第96条、第125条、第143条、第171条、第193条、第215条及び第224
条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防サービス等基準条例第
48条の2の2（新指定介護予防サービス等基準条例第61条、第70条、第78
条、第103条、第117条、第145条、第169条、第194条及び第204条において準
用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第28条の2、新介
護療養型医療施設基準条例第6条第8項から第10項まで、新介護老人保健施
設基準条例第29条の2、新養護老人ホーム基準条例第22条の2、新特別養護
老人ホーム基準条例第25条の2、新軽費老人ホーム基準条例第24条の2及び
新介護医療院基準第29条の2の規定の適用については、これらの規定中「講
じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなけれ
ば」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあ
るのは「行うよう努めるものとする」とする。